落札候補者提出資料一覧表

（別表3）

1. 必ず提出する資料

		提出書類	作成確認欄	説　　明
ダウンロードできるもの	①	入札参加資格審査申請書		・公社指定様式 ・ファイル末尾の書類を使用すること
	②	使用印鑑届		
	③	配置予定技術者調書		
	④	資本関係・人的関係等に関する調書（**両面印刷**）		
	⑤	社会保険等に関する誓約書		
	⑥	大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書（**両面印刷**）		
ご準備いただくもの	⑦	印鑑証明書（原本）		・発行日より3ケ月以内のものに限る
	⑧	配置予定技術者調書記載内容を証する資料		・公告本文に掲げる条件を満たす資格・免許、雇用関係等について、これを証する書類を添付すること（書類に個人番号（マイナンバー）の記載があれば、黒塗りした上で添付すること） ・雇用関係書類は次のいずれかの資料（写し）により確認します。 （ただし、代表者を配置予定技術者とする場合を除きます。） ①監理技術者資格者証 ②健康保険被保険者証（記号、番号、保険番号、QRコードを黒塗りにすること） （所属建設業者名が記載されているもの。ただし、令和7年12月1日までの取扱いとする。） ③健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（年金事務所が受け付けたことの分かるもの） ④健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ⑤市町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）
	⑨	経営業務の管理責任者証明書もしくは常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）		・建設業許可申請書（副本）の写しを提出すること（許可業種全て） ※直近の届出が平成27年3月31日以前：専任技術者証明書（様式第8号(1)又は(2)） 直近の届出が平成27年4月1日以降 ：専任技術者一覧表（様式第1号別紙4）
	⑩	専任技術者証明書（様式第8号(1)又は(2)）もしくは専任技術者一覧表（様式第1号別紙4）※		

2. 必要に応じて提出する資料

		提出書類	作成確認欄	説　　明
ダウンロードできるもの	①	主任技術者経歴書 ・実務経験による主任技術者を配置する場合のみ		・公社指定様式 ・本ファイル末尾の書類を使用すること
	②	施工実績調書 ・案件ごとの参加資格で求めている場合のみ		
	③	計画書 ・共通事項1(2)③カ（専任特例1号）又は共通事項1(2)③コ又はシの適用を受ける場合のみ		
ご準備いただくもの	④	健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書（証明印が付されたもの）等加入を確認できる書類の原本		・経営事項審査結果通知書の「健康保険加入の有無」欄及び「厚生年金保険加入の有無」欄の一部に「除外」または「無」があり、その後、当該保険に加入した場合 ・原本については、公社において写しを取った後返却する。
	⑤	雇用保険適用事業所設置届事業主控（受理印が付されたもの）等加入を確認できる書類の原本		・経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」欄に「除外」または「無」があり、その後、当該保険に加入した場合 ・原本については、公社において写しを取った後返却する。
	⑥	施工実績調書記載内容を証する資料		・公告本文に掲げる条件について、これを証するものとして、調書に指定の書類を添付すること
	⑦	事業協同組合員名簿		・入札日現在の組合員がわかるもの ・事業協同組合で入札参加した場合のみ

3. 提出期限について

開札日の翌営業日、午後5時30分
ただし、これによらない場合は、別途公社の指定する日時とする。

4. 提出場所について　**※持参に限ります。**

大阪市北区天神橋6丁目4番20号　住まい情報センター6階
大阪市住宅供給公社　総務部経理課契約担当
電話　06-6882-7003

入札参加資格審査申請書

令和　　年　　月　　日

大阪市住宅供給公社
理　事　長　　様

主たる営業所
（支店等）
の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者
（又は受任者）　　使用印
役職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名称（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
にかかる落札候補者となりましたので、下記のとおり申告し入札参加資格審査資料を提出します。

なお、本件申請について提出する書類に記載された個人情報については、提出にあたり全て当該人物の同意を得ており、提出内容については事実と相違ないことを誓約します。提出内容が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

記

1. 入札参加に必要な建設業許可を次のとおり受けています。

許可年月日	許可番号	許可業種	契約しようとする営業所
□平成 □令和 年　月　日	□国土交通大臣許可 □大阪府知事許可 第　　号	□特定 □一般 工事業	□主たる営業所 □従たる営業所 （　　）

・契約しようとする営業所においても上記業種の建設業許可を受けています。

2. 上記許可業種の入札書提出日において有効な経営事項審査における最新の総合評定値等は次のとおりです。

審査基準日	総合評定値の通知日	経営事項審査 総合評定値（P 点）	完成工事高 （２・３年平均）
令和　年　月　日	令和　年　月　日		千円

3. 連絡先

部署名：＿＿＿＿＿＿　氏名：＿＿＿＿＿＿　電話番号：＿＿＿＿＿＿

使　用　印　鑑　届

令和　　年　　月　　日

使用印鑑届

使　用　印	商号または名　　称		法務局・市区町村長の証明した代表者・本人の印鑑（実印）
	代表者役職氏　　名		
	受　任　者（役職氏名）		

上記の印鑑は、入札参加資格の登録、入札、見積もり、契約の締結等、代金の請求・受領に使用します。

※使用印鑑については、本店登録の場合は代表者の役職名又は氏名、支店登録の場合は、受任者の役職名又は氏名が表示されたものに限ります。（ただし実印であっても、役職名又は氏名が表示されていないものは使用印鑑とすることはできません。この場合は別の使用印鑑を登録してください。又、社名や部署名のみの印鑑も使用印鑑とすることはできません。なお、ゴム印は不可とします。）

※ 提出された使用印鑑届及び印鑑証明書につきましては、上記業務等に係る目的のため、公社 HP（https://www.osaka-jk.or.jp/）に掲載の「個人情報の取扱いについて」に基づき、正当な事業範囲内で利用いたします。

※ 3 事業年度取引が発生しなかった場合は、使用印鑑届及び印鑑証明書を廃棄し登録を抹消します。

配 置 予 定 技 術 者 調 書

商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 使用印

工 事 名 称	

当該工事に配置予定の技術者は、下表のとおりです。

ふりがな		生年月日	昭・平　年　月　日 生
技術者氏名			
現在配置中工事	□ 無　□ 有		
兼任する工事名	（専任特例による工事現場の兼務を行う場合に記載）		

予定従事役職	法令による資格・免許等 （当該工事に求められる資格を記載すること）	
該当する項目に☑すること。 □ 監理技術者 □ 専任特例2号※ □ 監理技術者補佐 □ 主任技術者 ［□ 上記について専任配置］	監理技術者資格者証 【交付番号 ： 】	監理技術者講習受講日 平成・令和　年　月　日修了
	国家資格の名称 □ 1・2 級（　　）施工管理技士　【資格番号 ： 】 □ 1 級（　　）施工管理技士補　【資格番号 ： 】 □ その他（　　）	
	□ （　　）年以上の実務経験 （建設業法第 7 条第 2 号(イ・ロ・ハ該当)） ※実務経験による主任技術者を配置する場合は、別紙の「主任技術者経歴書」を提出すること	

上記、配置予定の技術者が建築業法第 26 条第 3 項第 1 号又は第 26 条の 5 の適用を受ける者の場合は、以下のチェック欄に☑すること(適用を受けなくなった場合は、発注者に報告のうえ専任配置すること。)

□建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の適用を受ける者である

□建設業法第 26 条の 5 の適用を受ける者である

経営業務の管理責任者の氏名 （建設業法第 7 条第1号）	
営業所における専任の技術者の氏名 （建設業法第7条2号、第 15 条第2号）	

※専任特例 2 号：建築業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者

◆提出にあたっては、共通事項を確認すること。

◆次に掲げる資料を添付すること。

(1) 建設業許可の申請・変更等の届出時に提出している経営業務の管理責任者証明書及び営業所技術者等証明書（又は専任技術者証明書）もしくは営業所技術者等一覧表（又は専任技術者一覧表）の写し

(2) 配置予定技術者調書に記載する国家資格等を証するものの写し

(3) 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証（表・裏）の写し

(4) 実務経験による主任技術者を配置する場合は、主任技術者経歴書

(5) 所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類※ 監理技術者資格者証、健康保険被保険者証（所属建築業者名が記載されているもの。ただし、令和 7 年 12 月 1 日までの取扱いとする。）健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（年金事務所が受け付けたことの分かるもの）、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、市町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）のいずれかの写し（代表者を配置予定技術者とする場合を除く。）

※提出するにあたっては、次のとおりマスキングを実施すること。

書　類	マスキング項目
健康保険被保険者証	・保険者番号・被保険者等記号・番号
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	・個人番号（基礎年金番号）
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	・被保険者整理番号・基礎年金番号
住民税特別徴収税額通知書・変更通知書	・複数名の記載がある場合は、配置予定技術者以外の者の記載

なお、ＱＲコードの記載があり、そのＱＲコードを読み取ると保険者番号等がわかるものについては、ＱＲコードにもマスキングを実施すること。

資本関係・人的関係等に関する調書

令和　　年　　月　　日

大阪市住宅供給公社　理事長　様

入札書提出時において、資本関係・人的関係等は次のとおり相違ありません。
本調書の記載事項が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても、異議ありません。

申請者　所在地
商号又は名称　　使用印
役職・氏名

1　会社法(平成17年法律第86号)第2条第3の2号(*1)及び第4の2号(*2)の規定による親会社等又は子会社等について

☐　該当するものはありません

☐　次のとおりです

親会社等・子会社等の別	大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	議決権の被所有割合(%)［()はうち間接被所有割合］
				(　　)
				(　　)
				(　　)
				(　　)
				(　　)

2　自社役員で他社の役員(*3)を兼務している会社について

☐　該当するものはありません

☐　次のとおりです

自社役員氏名	自社での役職名	大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

3　事業協同組合に加入している場合(*4)について

☐　該当するものはありません

☐　次のとおりです

組合名

(注)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること

4　電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が同一である他の会社について

☐　該当するものはありません

☐　次のとおりです

大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	同一の内容(○をつけてください)
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他

5　自社の者で、他者の大阪市の入札に関わる営業活動にも携わっている者がいる他の会社について

☐　該当するものはありません

☐　次のとおりです

氏名	自社での役職名	大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

※各項目の☐の欄に☑を入れること。また、記入欄が不足する場合は別紙を添付すること。　　(表面)

資本関係・人的関係等に関する調書の記入要領

1　共同企業体の場合、構成員全者が作成し提出すること。

2　関係する会社は、**大阪市入札参加有資格者**に限って記入すること。

3　各項目において、**該当会社が複数ある場合は、全ての該当会社**を記載すること。なお、表の行数が足りない場合は、それぞれ別紙用紙を作成・記載のうえ割り印をし提出すること。

4　(*1) (*2)会社法第2条第3の2号及び第4の2号は下の参考１及び別紙参考２を参照すること。

5　(*3)役員とは、法人の場合は取締役（監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役及び定款により業務を執行しない取締役除く）等。（会社更生又は民事再生の手続き中にあってはその管財人を含む。）
また、個人の場合は代表者。なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。

6　(*4)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること。

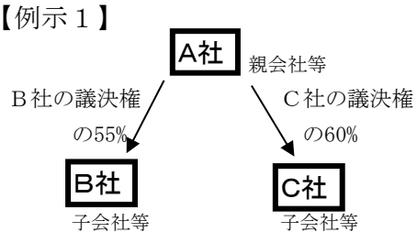
（参考１）

会社法（平成17年法律第86号）

第2条(定義)
一　略
二　略
三　略
三の二　子会社等　次のいずれかに該当する者をいう。
　イ　子会社
　ロ　会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの
四　略
四の二　親会社等　次のいずれかに該当する者をいう。
　イ　親会社
　ロ　株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

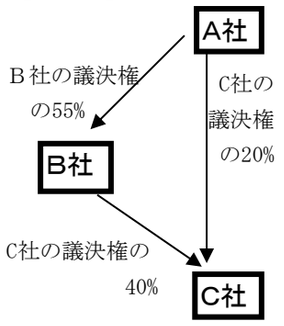
親会社、子会社の例

【例示１】



Ａ社はＢ・Ｃ社を記載
Ｂ社はＡ・Ｃ社を記載
Ｃ社はＡ・Ｂ社を記載

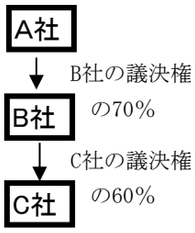
【例示2】



B社はA社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社はC社の「親会社等」と看做され、C社はA社の「子会社等」と看做される。

Ａ社はＢ・Ｃ社を記載
Ｂ社はＡ・Ｃ社を記載
Ｃ社はＡ・Ｂ社を記載

【例示3】



B社はA社の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有することからA社はC社の「親会社等」と看做され、C社はA社の「子会社等」と看做される。

Ａ社はＢ・Ｃ社を記載
Ｂ社はＡ・Ｃ社を記載
Ｃ社はＡ・Ｂ社を記載

（裏面）

（参考２）

会社法施行規則

第二章　子会社等及び親会社等

（子会社等及び親会社等）

第三条の二　法第二条第三号の二 ロに規定する法務省令で定めるものは、同号 ロに規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

２　法第二条第四号の二ロに規定する法務省令で定めるものは、ある者（会社等であるものを除く。）が同号ロに規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者とする。

３　前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一　他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ　民事再生法 の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ　会社更生法 の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ　破産法 の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ　その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二　他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ　他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

（１）自己の計算において所有している議決権

（２）自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

（３）自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

（４）自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権

ロ　他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

（１）自己（自然人であるものに限る。）

（２）自己の役員

（３）自己の業務を執行する社員

（４）自己の使用人

（５）（２）から（４）までに掲げる者であった者

（６）自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族

ハ　自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ　その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三　他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

社会保険等に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

大阪市住宅供給公社
　　理事長 様

主たる営業所
（又は支店等）
の 所 在 地

商号又は名称

代　表　者
（又は受任者）
役職 ・ 氏名　　使用印

私は、大阪市住宅供給公社が建設工事における建設事業者の社会保険等の加入促進に取組んでいることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1　次の工事を受注するに際して、社会保険等の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として社会保険等について、適法に加入しています。

工 事 名 称	

加入している保険 （該当を☑チェックしてください。）	法令で適用が除外されている保険がある場合はその理由 （該当を☑チェックし必要事項の記入をしてください。）
☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険	☐ 従業員規模等による　（従業員　　人） ☐ 国民健康保険組合への加入による ☐ その他（　　）

2　受注者となったときは、下請負人（一次下請のみならず、全ての次数の下請人も含む。以下同じ）選定の際、社会保険等の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として社会保険等に適法に加入している者とします。

なお、社会保険等に加入していない者（以下「未加入者」）をやむを得ず下請負人とするときは、施工体制台帳等提出時に大阪市住宅供給公社指定様式において報告します。それに基づき、社会保険等担当機関に大阪市住宅供給公社が通報することも周知します。

さらに、未加入者が建設業許可業者の場合は、当該社会保険等への加入指導など、定められた期間内に適切な措置を取ることを誓約します。

3　その他、本件工事にかかる全ての下請負人が労働関係法令に違反しないよう、指導を行います。

4　本誓約書の記載事項が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても、異議ありません。

※本書の社会保険等とは、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金をいいます。
※自らが「法令で適用が除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、健康保険及び厚生年金保険については、日本年金機構（年金事務所）に、雇用保険については、厚生労働省（公共職業安定所）に、問い合わせてください。

表　面

【元請負人（契約相手方）用】

令和　　年　　月　　日

大阪市住宅供給公社理事長　様

所　　在　　地
フ　リ　ガ　ナ
商号又は名称
フ　リ　ガ　ナ
代表者の氏名　　使用印
生　年　月　日　　年　　月　　日生
受　任　者　名

誓　　約　　書

私は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）が、公社契約関係暴力団排除措置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、公社工事その他の公社の事務事業（以下「公社工事等」という。）により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

１　私は、次の公社工事等を受注するに際して、要綱第２条第４号又は第５号に掲げる者のいずれにも該当しません。

案件名称：

２　私は、要綱第２条第４号又は第５号に掲げる者の該当の有無を確認するため、公社から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。

３　私は、本誓約書その他の提出した書面等が、公社から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

４　私が要綱第２条第８号アに規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を公社に提出します。

５　私が使用する要綱第２条第８号イに規定する者について、公社からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、公社に提出します。

６　私が使用する下請負人等が、要綱第２条第４号又は第５号に該当する事業者であると公社が大阪府警察本部から通報を受け、又は公社の調査により判明し、公社から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

裏　面

（参　考）

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第８条　市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと

(2)　入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと

(3)　有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること

(4)　公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から１年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

(5)　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと

(6)　公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること

(7)　公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること

(8)　前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

２　市長は、前項各号（第３号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

３　市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱（抜粋）

（目的）

第１条　この要綱は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）の趣旨に則り、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）が締結する公社工事等及び売払い等の契約（以下「公社契約」という。）から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（４）暴力団員　暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

（５）暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、次のいずれかに該当する者をいう。

ア　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

イ　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（ウにおいて「利益の供与」という。）をした者

ウ　イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

エ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

オ　事業者で、次に掲げる者（(ア）に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又はア、イ、ウ、エのいずれかに該当する者

（ア）事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

（イ）支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

（ウ）営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

（エ）事実上事業者の経営に参加していると認められる者

カ　ア、イ、ウ、エ、オのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公社工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

（８）下請負人等　次に掲げる者をいう。

ア　下請負人（公社工事等に係るすべての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）

イ　契約相手方又は下請負人と公社工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

実務経験による主任技術者を配置する場合のみ提出すること。

主 任 技 術 者 経 歴 書

商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 使用印

氏名及び生年月日	所属会社及び入社年月日	建設工事の種類 （当該工事に求められる工種）
（昭・平　　年　　月　　日 生）	（昭・平・令　　年　　月　　日 入社）	

該当区分 （該当する欄に○）		学歴及び学科 （法第７条第２号イ 該当者（指定学科卒業者）は以下も記入すること）
	建設業法第７条第２号　イ 実務経験　３年以上	
	建設業法第７条第２号　イ 実務経験　５年以上	（昭・平・令　　年　　月　　日 卒業）
	建設業法第７条第２号　ロ 実務経験　10年以上	
	建設業法第７条第２号　ハ 実務経験　（　）年以上	

工事名	所属会社※1	発注者又は※2 注文者名	従事した期間※3	従事した職名

なお、記載内容について、関係書類等の確認を行う場合があります。

※1　過去に所属した会社の実績の場合は、所属会社欄に当時の所属会社名も併せて記載すること。

※2　元請の場合は発注者名、下請の場合は注文者名を記載すること。

※3　「工事の終期」と「次の工事の終期」までの期間が 12 ヶ月を超えない場合、連続した実務経験があることとみなす。

申請工事名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施 工 実 績 調 書

商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 使用印

工 事 名 称	
発 注 者	
施 工 場 所	
工　　期	年　　月　～　　年　　月
発注形態等	単体 ／ 共同企業体　　（出資比率　　%）
共同企業体名称	
工事諸元等	請負金額　　円
備　　考	

施工実績調書の記載について

1 入札公告で示した施工実績について記載すること。

2 記載した施工実績については、これを証するものとして次の書類を添付すること。
ただし、施工実績調書に記載する内容以外の部分は省略できる。

(1) 契約書の写し（共同企業体の場合は、協定書を含む。）

(2) 入札公告で示した要件を判断できる施工内容が記載された設計図書の写し
（入札参加資格の条件に係る数値はラインマーカー等で図示すること。）

年　　月　　日

省令※1 17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

対象期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日	

建設業者	名称（イ※2）				
	所在地（イ）				
主任技術者又は監理技術者（営業所技術者又は特定営業所技術者）	氏名（ロ）				
	所属営業所名（ロ）				※17条の5の場合のみ記載
	一日平均の法定外労働時間（ハ）	見込み時間		実績時間	

建設工事１	工事名称（ニ(1)）												
	工事現場所在地（ニ(1)）												
	契約締結営業所（ニ(1)）	名称											※17条の5の場合のみ記載 ※上記所属営業所と同じである必要
		所在地											
	建設工事の内容（ニ(2)）												※法別表第1上段のどれか
	請負代金の額（ニ(3)）												※1億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）である必要
	移動時間（ニ(4)）												※１日で巡回可能かつ概ね２時間以内である必要
	下請次数（ニ(5)）												※３次以内である必要
	工事現場の施工体制の確認方法（ニ(7)）												
	情報通信機器（ニ(8)）												
	連絡員（ニ(6)） ※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※実務の経験は１年以上である必要	氏名											
		所属会社											
		実務の経験	工事名称	期間									
					年		月	～		年		月	
					年		月	～		年		月	
			合計				年			月			

建設工事２	工事名称（ニ(1)）												
	所在地（ニ(1)）												
	建設工事の内容（ニ(2)）												※法別表第1上段のどれか
	請負代金の額（ニ(3)）												※1億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）である必要
	移動時間（ニ(4)）												※１日で巡回可能かつ概ね２時間以内である必要
	下請次数（ニ(5)）												※３次以内である必要
	工事現場の施工体制の確認方法（ニ(7)）												
	情報通信機器（ニ(8)）												
	連絡員（ニ(6)） ※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※実務の経験は１年以上である必要	氏名											
		所属会社											
		実務の経験	工事名称	期間									
					年		月	～		年		月	
					年		月	～		年		月	
			合計				年			月			

※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

※2：省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の該当する号等、他同じ

以上